

「まちだヤングケアラー相談室」ソーシャルメディア利用規約

(はじめに)

第1条 この利用規約は、町田市子ども生活部子ども家庭支援センターが運営するソーシャルメディアを利用するためのルールです。

(対象アカウント)

第2条 この利用規約の対象アカウントは以下のとおりです。

LINE アカウント名：まちだヤングケアラー相談室

相談時間：月曜日から金曜日の午前11時から午後8時まで

(土日祝日と12/29～1/3の年末年始はお休み)

ただし、あなたからの送信は土日祝日等を含め、24時間いつでもできます。

(個人情報について)

第3条 このアカウントにおける個人情報の扱いについては、以下のとおりです。

- 1 町田市は相談の中であなたから聞いた個人情報について、町田市個人情報保護条例で決められた保護と管理をします。また、この個人情報は条例で認められる場合でなければ、相談以外の目的で利用したり、他の人に教えたりしません。
- 2 この相談を実施する人は個人情報保護に関する法令や、委託契約で決めた個人情報のルールを守って、相談業務をします。

(気をつけてほしいこと)

第4条 利用するときは、以下の点に気をつけてください。

- 1 秘密は守ります。次の2に当てはまる場合以外は、あなたの同意がない限り、相談した内容を他の人に伝えることはありません。
- 2 名前を言わなくても相談できますが、身体や命に危険があると判断したときなど、緊急の場合は警察、関係機関などに連絡してあなたの安全を守る場合があります。
- 3 あなたから聞いた情報はきちんと管理し、利用後の確認や分析以外には使用しません。
- 4 このアカウントの相談は、家族の介護や生活上のお世話をしていく中で感じた不安、家での生活と学校生活との両立や人間関係の悩みなどを対象にしています。専門的な知識を必要とする質問など、相談内容によっては回答できない場合があります。
- 5 このアカウントはあなたの悩みを少しでも軽くすることを目的としています。相談の中で受けたアドバイスや情報等は、あなたの判断と責任によって利用してください。
- 6 町田市はこの利用規約を予告なく変更する場合があります。

(やってはいけないこと)

第5条 利用するときは、以下の行為をしてはいけません。

- 1 法律などに違反すること
- 2 犯罪行為に関連すること
- 3 このアカウントの運営を妨害するおそれのあること
- 4 他の利用者に関する個人情報等を集めたりすること
- 5 不正アクセスをする、又は不正アクセスをしようとする事
- 6 他の利用者に成りすますこと
- 7 反社会的勢力に対して直接又は間接的に利益を与えること
- 8 自分以外の人の知的財産権、肖像権、プライバシー、名誉、その他の権利又は利益を侵害すること
- 9 以下の表現が含まれていると町田市が判断する内容を投稿、又は送信すること
 - 一 過度に暴力的な表現
 - 二 露骨な性的表現
 - 三 人種、国籍、信条、性別、社会的身分等による差別につながる表現
 - 四 自殺、自傷行為、薬物乱用を引き起こす、又はすすめる表現
- 10 以下を目的としていると町田市が判断すること
 - 一 営業、宣伝、広告、勧誘、その他営利を目的とすること
 - 二 性行為やわいせつな行為を目的とすること
 - 三 面識のない異性との出会いや交際を目的とすること
 - 四 他の利用者に対する嫌がらせや悪口を目的とすること
 - 五 他の利用者又は第三者を傷つけ、嫌な思いをさせることを目的とすること
 - 六 その他、このアカウントが予定している利用目的と異なる目的で本アカウントを利用すること
- 11 宗教活動又は宗教団体に勧誘すること
- 12 その他、町田市が不適切と判断すること

(お問い合わせ)

第6条 この利用規約については、下記までお問い合わせください。

町田市 子ども生活部 子ども家庭支援センター

電話：042-724-4419

(おわりに)

この規約は、2023年10月1日から施行します。